

特定施設届出地区における行為の （変更） 届出書 年 月 日 （あて先）山鹿市長 届出者 住所（所在地） （事前協議者と届出者は同じ人を記入して下さい） 氏名（名称及び）（企業名 役職） 代表者氏名） ○○ □□ ㊟ 電話番号 景観法第16条第1項 （第2項） 及び山鹿市景観条例第12条第1項 （第2項） の規定により関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。			
1 行為の場所	山鹿市○○ △△番地(土地が複数筆あるときは全て記入)		
2 行為の期間	着手予定 完了予定 ○○年 □月××日 ○○年△△月××日		
3 行為の種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築、移転 <input type="checkbox"/> 修繕、模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 撤去		
	① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設（ ）	② 給油取扱所	
	③ ホテル営業又は旅館営業を行うための施設	④ 飲食店業を営むための施設（ ）	⑤ 物品販売業（貸付業）を営むための施設（○○販売店）
	附帯施設 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築、移転 <input type="checkbox"/> 修繕、模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 撤去		
	① 建築物の用途に係る倉庫等の施設	② 建築物に付随する設備（ ）	③ 他これらに類するもの
	広告物 <input checked="" type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 外観の変更		
	① はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの		
	② 上記以外の広告物		
4 届出内容に係る照会先（施工業者等）	住所（所在地）山鹿市×× 氏名（名称及び担当者氏名）△△建設 担当□□ 連絡先（電話番号） (FAX)		
5 その他の参考事項			
* 受付欄 （この欄には、記入しないこと。）			
※「3行為の種類」の欄は事前協議書と同じになるようご注意ください ※事前協議の結果、事前協議書に記載した内容から変更した事項は変更後の内容を記入して下さい。			

(裏)

6 行 為 の 内 容	建 築 物		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	〇〇m ²	0 m ²	〇〇m ²	
		建築面積	△△m ²	0 m ²	△△m ²	
		延べ面積	□□m ²	0 m ²	□□m ²	
		最高の高さ	×m	0 m	—	
		構造	木造 1階建て			
		仕上材料	屋根ガルバリウム鋼板 外壁スラグセメント板			
	色彩 (マンセル値) 近似値でも可能(色ムラ等 あるときは平均値)、欄内 に入らなければ図面に記入	屋根 N8 (変更) m ²	外壁 5B3/6、5Y9/2 (変更) m ²			
	附 帯 施 設	規模 (高さ、長さ、面積等)	高さ 面積	m m ²	長さ	m
		構造				
色彩 (マンセル値)						
広 告 物	形状・寸法	広告物の高さ 8 m 表示面積の合計 10 m ² (両面の時はその合計)				
	色彩 (マンセル値) 近似値でも可能(グラデー ションは平均値)、欄内 に入らなければ図面に記入	表示面 5B3/6 5Y9/2 支柱・側面 7.5YR2/3				

- 備考 1 「行為の種類」欄は、該当する行為の項目(□)にチェックをし、施設等種類の番号に○印を付すること。また、建築物について①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設、④飲食店業を営むための施設、⑤物品販売業(貸付業)を営むための施設、附帯する施設について②建築物に付随する設備にあつては、その種類又は用途を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、届出者以外の者(設計者、施工者等)へ照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、また、その他の参考事項があれば記入すること。
- 4 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 5 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 6 不要な文字は、抹消すること。
- 7 この届出書には、事前協議書のほかに行為の種類に応じて別表第6に定める図面(行為の変更の届出にあつては、当該図面のうち必要なもの)を添付すること。